

募集要項（案）の主な修正箇所

修正箇所	修正前	修正後
本編 2 選定の手順 (P1, 2, 9, 10)	(※ 2) <u>申請者が多数の場合は</u>、第一次審査（書面審査）の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります。第一次審査の結果については、申請者全員に文書でお知らせします。 (※ 3) <u>公募により移管先の候補となる法人等をいいます。</u> <u>なお</u>、審査の結果、該当者なしとする場合があります。その際は、上記の手順にかかわらず、再公募を行う場合があります。	(※ 2) 第一次審査（書面審査）の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります。第一次審査の結果については、申請者全員に文書でお知らせします。 (※ 3) <u>第一次審査及び第二次審査の各中項目において、小項目の合計点が 0 点の中項目がある場合等、市営保育所移管先選定部会において移管先として適当でないと判断した場合は、移管先候補者として選定しません。</u> (※ 4) 審査の結果、該当者なしとする場合があります。その際は、上記の手順にかかわらず、再公募を行う場合があります。
4 移管先候補者の選定等 (P3, 11)	(1) 移管先候補者の選定方法 移管先候補者の選定に当たっては、次のとおり、市営保育所移管先選定部会において審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定します。 なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。 ア 第一次審査 <u>申請者が多数の場合は</u>、第一次審査（書面審査）の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります。	(1) 移管先候補者の選定方法 移管先候補者の選定に当たっては、次のとおり、市営保育所移管先選定部会において審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定します。 なお、<u>第一次審査及び第二次審査の中項目において、小項目の合計点が 0 点の中項目がある等、市営保育所移管先選定部会において移管先として適当でないと判断した場合は、移管先候補者として選定しません。また、審査の結果、該当者なしとする場合があります。</u> ア 第一次審査 第一次審査（書面審査）の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります。

修正箇所	修正前	修正後
(別紙2) 書面審査の項目及び基準・書面審査書類 (P20, 59～61)	【別紙2】 4 事故及び不祥事 団体等の運営上, 過去2年間において重大な事故や不祥事がなかったか。事故等発生後の対応は適切か。	【別紙2】 4 事故への対応 団体等の運営上, 過去2年間において重大な事故がなかったか。事故発生後の対応は適切か。 5 不祥事への対応 団体等の運営上, 過去2年間において重大な不祥事がなかったか。不祥事発生後の対応は適切か。
	【書面審査書類】 4 事故及び不祥事について 1 過去2年間（平成26, 27年度）において, 重大な事故（児童の深刻な負傷等）や不祥事が, 発生していない／発生した 2 事故及び不祥事の具体的な内容について 3 事故及び不祥事発生後の対応について	【書面審査書類】 4 事故への対応 1 過去2年間（平成26, 27年度）において, 重大な事故（児童の深刻な負傷等）が 発生していない／発生した 2 事故の具体的な内容について 3 事故発生後の対応について 5 不祥事への対応 1 過去2年間（平成26, 27年度）において, 重大な不祥事が 発生していない／発生した 2 不祥事の具体的な内容について 3 不祥事発生後の対応について
	15 保育の方針 保育の方針が明らかにされており, 当該方針の下で子どもを主体とした保育が行われているか。	16-1 保育の方針① 保育の方針が明らかにされているか。 16-2 保育の方針② 保育の方針の下で, 子どもを主体とした保育が行われているか。
	31 職員の配置計画 職員の配置基準を満たすとともに, 勤務年数豊富な施設長, 主任保育士, 保育士等を配置する計画となっており, 職員確保の方策が具体的に示されているか。	32-1 職員の配置計画① 職員の配置基準を満たしているか。 32-2 職員の配置計画② 勤務年数豊富な施設長, 主任保育士, 保育士等を配置する計画と

修正箇所	修正前	修正後
		なっているか。
		3 2－3 職員の配置計画③ 職員確保の方策が具体的に示されているか。
	4 4 団体のPR 移管対象保育所の状況, 保護者の要望, 社会的ニーズ等を踏まえ, 特に評価できる内容が示されているか。	4 5－1 団体のPR① 移管対象保育所の状況, 保護者の要望, 社会的ニーズ等を踏まえ, 特に評価できる内容が示されているか。
		4 5－2 団体のPR② 当該保育所の保育を引き継ぐに当たって積極的な提案が行われているか。
		4 5－3 団体のPR③ 様式1～4 4 及び4 5－1, 2 以外に, 特に評価できる内容が示されているか。
(別紙4) 移管後の運営に係る基本事項 (P24, 42)	2 職員について 「保育士」 次の常勤保育士を確保し, 移管を受けた保育所において勤務させること。 ・保育士等(保育士, 保育教諭, 幼稚園教諭)として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を2人以上(うち1人は乳児保育経験のある者) ・保育士等として経験5年以上の保育士を 1／3以上	2 職員について 「保育士」 次の常勤保育士を確保し, 移管を受けた保育所において勤務させること。 ・保育士等(保育士, 保育教諭, 幼稚園教諭)として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を <u>3人以上</u> (うち1人は乳児保育経験のある者), <u>そのほか乳児保育経験のある保育士を1人以上</u> ・保育士等として経験5年以上の保育士を 1／3以上
		「職員の育成」 当分の間は, 市が指定する市営保育所職員研修に出席すること (別添4参照)
	(P25, 29, 32, 37, 43, 45) 「職員の育成」 <u>共同保育期間においては</u> , 市が指定する市営保育所職員研修に出席すること	「別添4 市が指定する市営保育所職員研修」を追加